

## 第3章 介護サービスの内容分析

### 第1節 事業所の属性と介護サービスの質の確保・向上に向けた取り組みとの関係

「介護サービス情報の公表」制度では、個々の介護サービス事業所におけるサービスの質の確保・向上に向けた取り組みの状況を「運営情報(旧調査情報)」という形で収集しており、各事業所が提供するサービスの内容に関する事項及び事業所・施設の運営状況に関する事項について、介護サービスに横断的に共通する項目から個々のサービス特性に応じて取り組むべき項目まで、幅広く情報収集をしている。

本章では、そのデータの中から、介護サービス事業所の属性とサービスの質の確保・向上に向けた取り組みとの関係を分析した。

具体的には、12のサービスに共通して把握することのできる、下記2種類の事業所属性を分析軸とし、平成24年度の「調査情報」公表項目において実施率の低い確認事項を対象に、これらの属性がサービスの内容や事業所・施設の運営方法にどのような影響を与えるかを調査した。特に、実施率の低い確認事項は、事業所の取り組み姿勢によって実施状況に差異が見られると考えられることから、実施率の低い確認事項に着目することとした。

- ・事業所規模(従業員の多寡)
- ・法人種別(経営主体のタイプ)

#### 第1項 「事業所規模」と取り組みの関係

本項では、基本情報にある「従業員の数(実人数)」のデータを使用し、実施率の低い取り組み項目について、事業所規模の大小が実施率に影響を与えていると考えられる項目の分析を行った。

各サービスについて、全体的に実施率の低い取り組みに着目し、事業所規模(従業員数)別に実施状況を比較すると、次のような知見が得られる。

## ① 訪問介護

- いずれの取り組みも、事業所規模が大きいほど実施率が高い。一方、従業員数 1～7 人の事業所では、従業員数 26 人以上の事業所の半分程度の実施率にとどまっている項目が多く、特に「利用者ごとの鍵の管理に関する預かり証を交付している」については差が大きくなっている。

図表 3-1-1 事業所規模別の実施率(訪問介護)

大項目Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業員数 1～7人	従業員数 8～11人	従業員数 12～17人	従業員数 18～25人	従業員数 26人以上
			事業所数	23,216	4,533	4,667	5,186	4,227
			100.0%	19.5%	20.1%	22.3%	18.2%	19.8%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域包括支援センターとの連携の状況	地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	7661	912	1214	1690	1671	2174
			33.0%	20.1%	26.0%	32.6%	39.5%	47.2%
4. 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況	当該サービスに係る計画の見直しについて3か月に1回以上、検討している。	13606	2229	2575	3124	2697	2981
			58.6%	49.2%	55.2%	60.3%	63.8%	64.8%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	利用者の家族の心身の状況の把握及び介護方法等に関する助言等の実施の状況	利用者の家族が行う介護の方法について、利用者の家族に対して説明している。	14698	2156	2619	3364	3064	3495
			63.3%	47.6%	56.1%	64.9%	72.5%	75.9%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	訪問介護員等(法第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者をいう。)による当該サービスの提供内容の質の確保のための取組の状況	利用者ごとの鍵の管理に関する預かり証を交付している。	8689	852	1348	2021	2007	2461
			64.3%	35.2%	55.4%	67.1%	76.1%	82.1%
4. 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況	当該サービスに係る計画の見直しの結果、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更が必要と判断した場合、介護支援専門員(介護予防支援事業所等)に提案している。	15195	2080	2664	3513	3185	3753
			69.8%	51.0%	62.5%	71.6%	78.7%	83.7%

大項目Ⅱ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業員数 1～7人	従業員数 8～11人	従業員数 12～17人	従業員数 18～25人	従業員数 26人以上
			事業所数	23,216	4,533	4,667	5,186	4,227
			100.0%	19.5%	20.1%	22.3%	18.2%	19.8%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	利用者等の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	10319	1406	1767	2341	2178	2627
			44.4%	31.0%	37.9%	45.1%	51.5%	57.1%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	マニュアル等の見直しについて検討している。	10879	1399	1812	2441	2331	2896
			46.9%	30.9%	38.8%	47.1%	55.1%	62.9%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	12236	1820	2218	2739	2561	2898
			52.7%	40.2%	47.5%	52.8%	60.6%	63.0%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	12604	1789	2170	2889	2678	3078
			54.3%	39.5%	46.5%	55.7%	63.4%	66.9%
2. 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	従業者からの相談に応じる担当者がある。	13951	1824	2308	3223	3040	3556
			60.1%	40.2%	49.5%	62.2%	71.9%	77.3%

## ② 訪問入浴介護

- いずれの取り組みも、事業所規模が大きいほど実施率が高い。しかし、大項目Ⅰの「地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている」においては、従業員数21人以上の事業所でも実施率が10%に満たないことから、事業所規模に関係なく実施の難しい取り組みと思われる。

図表 3-1-2 事業所規模別の実施率(訪問入浴介護)

大項目Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業員数 1~5人	従業員数 6~10人	従業員数 11~15人	従業員数 16~20人	従業員数 21人以上
			事業所数	1,858	305	693	467	221
			100.0%	16.4%	37.3%	25.1%	11.9%	9.3%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域包括支援センターとの連携の状況	地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	141	16	48	42	19	16
			7.6%	5.2%	6.9%	9.0%	8.6%	9.3%
4. 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況	当該サービスに係る計画の見直しの結果、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更が必要と判断した場合、介護支援専門員(介護予防支援事業所等)に提案している。	956	101	337	274	128	116
			58.0%	39.1%	55.2%	64.8%	65.6%	72.0%
3. 相談、苦情等の対応のために講じている措置	相談、苦情等の対応のための取組の状況	相談、苦情等対応の結果について、利用者又はその家族に説明している。	1228	122	431	350	176	149
			66.1%	40.0%	62.2%	74.9%	79.6%	86.6%
4. 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況	当該サービスに係る計画の見直しについて検討している。	1231	164	457	322	156	132
			66.3%	53.8%	65.9%	69.0%	70.6%	76.7%
3. 相談、苦情等の対応のために講じている措置	相談、苦情等の対応のための取組の状況	相談、苦情等対応の経過を記録している。	1278	135	439	365	188	151
			68.8%	44.3%	63.3%	78.2%	85.1%	87.8%

大項目Ⅱ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業員数 1~5人	従業員数 6~10人	従業員数 11~15人	従業員数 16~20人	従業員数 21人以上
			事業所数	1,858	305	693	467	221
			100.0%	16.4%	37.3%	25.1%	11.9%	9.3%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	1042	123	361	290	145	123
			56.1%	40.3%	52.1%	62.1%	65.6%	71.5%
		介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	1082	109	378	295	159	141
			58.2%	35.7%	54.5%	63.2%	71.9%	82.0%
		利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	1210	151	441	325	162	131
			65.1%	49.5%	63.6%	69.6%	73.3%	76.2%
2. 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	従業者からの相談に応じる担当者がある。	1274	145	454	355	178	142
			68.6%	47.5%	65.5%	76.0%	80.5%	82.6%
		新任の従業者に対して、同行訪問による実地指導を行っている。	1214	104	420	355	188	147
			71.3%	41.4%	66.7%	80.5%	86.6%	89.6%

### ③ 訪問看護

- いずれの取り組みも、事業所規模が大きいほど実施率が高い。特に、「新任の従業員に対して、同行訪問による実地指導を行っている」の項目は、従業員数1～4人の事業所と従業員数21人以上の事業所では、実施率に大きな開きがある。

図表 3-1-3 事業所規模別の実施率(訪問看護)

大項目 I 介護サービスの内容に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業員数 1～4人	従業員数 5～6人	従業員数 7～9人	従業員数 10～20人	従業員数 21人以上
			事業所数	5,823	1,311	1,235	1,450	1,639
			100.0%	22.5%	21.2%	24.9%	28.1%	3.2%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域包括支援センターとの連携の状況	地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	1690	281	297	458	586	68
			29.0%	21.4%	24.0%	31.6%	35.8%	36.2%
3. 相談、苦情等の対応のために講じている措置	相談、苦情等の対応のための取組の状況	相談、苦情等対応の結果について、利用者又はその家族に説明している。	3590	577	683	955	1213	162
			61.7%	44.0%	55.3%	65.9%	74.0%	86.2%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	認知症の利用者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況	従業員に対する認知症及び認知症ケアに関する知識及び理解を深めるための研修を行っている。	4143	781	843	1097	1269	153
			71.1%	59.6%	68.3%	75.7%	77.4%	81.4%
	機能訓練の実施及び質の確保のための取組の状況	機能訓練の実施は、理学療法士又は作業療法士と連携している。	4317	706	804	1171	1456	180
			74.1%	53.9%	65.1%	80.8%	88.8%	95.7%

大項目 II 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業員数 1～4人	従業員数 5～6人	従業員数 7～9人	従業員数 10～20人	従業員数 21人以上
			事業所数	5,823	1,311	1,235	1,450	1,639
			100.0%	22.5%	21.2%	24.9%	28.1%	3.2%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	2409	356	452	645	854	102
			41.4%	27.2%	36.6%	44.5%	52.1%	54.3%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	2630	414	524	722	868	102
			45.2%	31.6%	42.4%	49.8%	53.0%	54.3%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	3048	521	600	826	983	118
			52.4%	39.7%	48.6%	57.0%	60.0%	62.8%
2. 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	従業員からの相談に対する対応及び従業員に対する指導の実施の状況	新任の従業員に対して、同行訪問による実地指導を行っている。	2734	292	468	759	1064	151
			55.8%	29.2%	46.7%	61.1%	72.4%	82.5%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	マニュアル等の見直しについて検討している。	3267	547	630	878	1081	131
			56.1%	41.7%	51.0%	60.6%	66.0%	69.7%

#### ④ 訪問リハビリテーション

- 大半の項目において、従業者数 11~15 人の事業所で最も実施率が高いが、全体の 7 割強を占める従業者数 1~5 人の事業所は全般的に実施率が低い。
- 「地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている」は、どの規模の事業所においても 2 割未満であり実施率が低い。

図表 3-1-4 事業所規模別の実施率(訪問リハビリテーション)

大項目 I 介護サービスの内容に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業者数 1~5人	従業者数 6~10人	従業者数 11~15人	従業者数 16~20人	従業者数 21人以上
			事業所数	2,088	1,509	455	86	21
			100.0%	72.3%	21.8%	4.1%	1.0%	0.8%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域包括支援センターとの連携の状況	地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	205	135	53	13	3	1
			9.8%	8.9%	11.6%	15.1%	14.3%	5.9%
3. 相談、苦情等の対応のために講じている措置	相談、苦情等の対応のための取組の状況	相談、苦情等対応の結果について、利用者又はその家族に説明している。	929	626	223	59	10	11
			44.5%	41.5%	49.0%	68.6%	47.6%	64.7%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	住宅の改修の支援の実施の状況	介護支援専門員(介護予防支援事業所等)を通じて、住宅改修事業者と連携を図っている。	1155	787	287	53	15	13
			55.3%	52.2%	63.1%	61.6%	71.4%	76.5%
	認知症の利用者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況	従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する知識及び理解を深めるための研修を行っている。	1201	827	297	56	10	11
			57.5%	54.8%	65.3%	65.1%	47.6%	64.7%

大項目 II 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業者数 1~5人	従業者数 6~10人	従業者数 11~15人	従業者数 16~20人	従業者数 21人以上
			事業所数	2,088	1,509	455	86	21
			100.0%	72.3%	21.8%	4.1%	1.0%	0.8%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	619	451	125	34	5	4
			29.6%	29.9%	27.5%	39.5%	23.8%	23.5%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	664	435	178	38	5	8
			31.8%	28.8%	39.1%	44.2%	23.8%	47.1%
2. 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	新任の従業者に対して、同行訪問による実地指導を行っている。	681	388	221	53	11	8
			40.7%	33.5%	55.4%	64.6%	61.1%	50.0%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	853	583	208	47	6	9
			40.9%	38.6%	45.7%	54.7%	28.6%	52.9%
2. 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	従業者からの相談に応じる担当者がある。	941	619	248	50	12	12
			45.1%	41.0%	54.5%	58.1%	57.1%	70.6%

## ⑤ 通所介護

- いずれの取り組みも、事業所規模が大きいほど実施率が高く、中でも従業者数 17～20 人及び従業者数 21 人以上の事業所は、いずれの取り組みにおいても全事業所平均よりも実施率が高い。

図表 3-1-5 事業所規模別の実施率(通所介護)

大項目Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業者数 1～9人	従業者数 10～12人	従業者数 13～16人	従業者数 17～20人	従業者数 21人以上
			事業所数	27,081	6,740	4,772	5,627	4,073
			100.0%	24.9%	17.6%	20.8%	15.0%	21.7%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域包括支援センターとの連携の状況	地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	5918	910	882	1248	1074	1804
			21.9%	13.5%	18.5%	22.2%	26.4%	30.7%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	入浴、排せつ、食事等の介助の質の確保のための取組の状況	利用者ごとの栄養マネジメントを行っている。	5893	886	891	1347	1047	1722
			34.7%	20.6%	29.8%	38.4%	41.7%	46.6%
		口腔機能の向上のためのサービスを行っている。	10789	1740	1746	2365	1899	3039
			39.8%	25.8%	36.6%	42.0%	46.6%	51.8%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域との連携、交流等の取組の状況	事業所の行事、催し、サービス内容等について、地域への情報提供を行っている。	12777	2235	2013	2771	2240	3518
			47.2%	33.2%	42.2%	49.3%	55.0%	59.9%
4. 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況	当該サービスに係る計画の見直しの結果、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更が必要と判断した場合、介護支援専門員(介護予防支援事業所等)に提案している。	13289	2157	2063	2849	2362	3858
			53.5%	36.2%	47.8%	55.0%	61.9%	69.2%

大項目Ⅱ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業者数 1～9人	従業者数 10～12人	従業者数 13～16人	従業者数 17～20人	従業者数 21人以上
			事業所数	27,081	6,740	4,772	5,627	4,073
			100.0%	24.9%	17.6%	20.8%	15.0%	21.7%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	マニュアル等の見直しについて検討している。	11457	1799	1662	2455	2069	3472
			42.3%	26.7%	34.8%	43.6%	50.8%	59.2%
		利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	12653	2058	1908	2749	2247	3691
	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況		46.7%	30.5%	40.0%	48.9%	55.2%	62.9%
		自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	12712	2072	1985	2765	2228	3662
			46.9%	30.7%	41.6%	49.1%	54.7%	62.4%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	13566	2105	2046	2965	2471	3979
			50.1%	31.2%	42.9%	52.7%	60.7%	67.8%
	従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施している。	14852	2595	2294	3228	2598	4137
			54.8%	38.5%	48.1%	57.4%	63.8%	70.5%

## ⑥ 通所リハビリテーション

- ・ 大半の項目において事業所規模が大きいほど実施率が高い。
- ・ とくに「口腔機能の向上のためのサービスを行っている」や「利用者の意向、意向調査の結果、満足度調査結果を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。」では、従業員数 1～9 人の事業所と 21 人以上の事業所との間に 30 ポイント以上の開きが見られる。

図表 3-1-6 事業所規模別の実施率(通所リハビリテーション)

大項目 I 介護サービスの内容に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業員数 1～9人	従業員数 10～12人	従業員数 13～15人	従業員数 16～20人	従業員数 21人以上
			事業所数	5,537	783	764	784	1,219
			100.0%	14.1%	13.8%	14.2%	22.0%	35.9%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域包括支援センターとの連携の状況	地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	1187	117	145	167	272	486
			21.4%	14.9%	19.0%	21.3%	22.3%	24.5%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	入浴、排せつ、食事等の介助の質の確保のための取組の状況	口腔機能の向上のためのサービスを行っている。	2372	178	266	309	543	1076
			42.8%	22.7%	34.8%	39.4%	44.5%	54.2%
		利用者ごとの栄養マネジメントを行っている。	1484	135	171	210	324	644
			44.0%	30.6%	36.8%	43.7%	45.0%	50.9%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域との連携、交流等の取組の状況	事業所の行事、催し、サービス内容等について、地域への情報提供を行っている。	2704	271	304	358	622	1149
			48.8%	34.6%	39.8%	45.7%	51.0%	57.8%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	利用者の家族等との連携、交流等のための取組の状況	利用者の家族との交流を行っている。	3748	375	452	516	858	1547
			67.7%	47.9%	59.2%	65.8%	70.4%	77.9%

大項目 II 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業員数 1～9人	従業員数 10～12人	従業員数 13～15人	従業員数 16～20人	従業員数 21人以上
			事業所数	5,537	783	764	784	1,219
			100.0%	14.1%	13.8%	14.2%	22.0%	35.9%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	1679	193	211	245	410	620
			30.3%	24.6%	27.6%	31.3%	33.6%	31.2%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	2905	282	341	399	675	1208
			52.5%	36.0%	44.6%	50.9%	55.4%	60.8%
	利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	3028	275	340	418	684	1311	
			54.7%	35.1%	44.5%	53.3%	56.1%	66.0%
	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	マニュアル等の見直しについて検討している。	3365	331	393	446	781	1414
			60.8%	42.3%	51.4%	56.9%	64.1%	71.2%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施している。	3461	366	424	476	764	1431
			62.5%	46.7%	55.5%	60.7%	62.7%	72.0%

## ⑦ 福祉用具貸与

- ・ 事業所規模が大きいほど実施率が高い傾向にある。
- ・ 中でも、「新任の従業者に対して、同行訪問による実地指導を行っている」の項目では、従業者数 1～2 人の事業所と従業者数 10 人以上の事業所との間に、実施率に 50 ポイント以上の開きが見られる。

図表 3-1-7 事業所規模別の実施率(福祉用具貸与)

大項目 I 介護サービスの内容に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業者数 1～2人	従業者数 ～3人	従業者数 ～4人	従業者数 5～9人	従業者数 10人以上
			事業所数	5,046	605	1,283	1,017	1,571
			100.0%	12.0%	25.4%	20.2%	31.1%	11.3%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域包括支援センターとの連携の状況	地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	970 19.2%	82 13.6%	180 14.0%	190 18.7%	344 21.9%	174 30.5%
3. 相談、苦情等の対応のために講じている措置	相談、苦情等の対応のための取組の状況	相談、苦情等対応の結果について、利用者又はその家族に説明している。	3415 67.7%	332 54.9%	745 58.1%	690 67.8%	1154 73.5%	494 86.7%
1. 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置	利用者の状態に応じた福祉用具サービス計画等の介護サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況	当該サービスに係る計画は、利用者及びその家族の状態、希望を踏まえて作成している。	3475 68.9%	383 63.3%	786 61.3%	687 67.6%	1172 74.6%	447 78.4%
		当該サービスに係る計画には、当該サービスの目標を記載している。	3535 70.1%	384 63.5%	795 62.0%	698 68.6%	1202 76.6%	456 80.0%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	認知症の利用者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況	従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する知識及び理解を深めるための研修を行っている。	3535 70.1%	358 59.2%	771 60.1%	704 69.2%	1209 77.0%	493 86.5%

大項目 II 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業者数 1～2人	従業者数 ～3人	従業者数 ～4人	従業者数 5～9人	従業者数 10人以上
			事業所数	5,046	605	1,283	1,017	1,571
			100.0%	12.0%	25.4%	20.2%	31.1%	11.3%
2. 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	新任の従業者に対して、同行訪問による実地指導を行っている。	1734 43.5%	106 23.3%	260 25.9%	306 39.6%	671 53.8%	391 76.5%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	2383 47.2%	217 35.9%	533 41.5%	468 46.0%	824 52.5%	341 59.8%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	利用者等の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	2397 47.5%	208 34.4%	466 36.3%	435 42.8%	860 54.8%	428 75.1%
	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	マニュアル等の見直しについて検討している。	2449 48.5%	203 33.6%	502 39.1%	465 45.7%	869 55.4%	410 71.9%
	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	2638 52.3%	259 42.8%	547 42.6%	516 50.7%	894 56.9%	422 74.0%



### ⑧ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

- 事業所規模が大きいほど実施率が高い傾向にある。
- 「地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている」「利用者の権利侵害を防ぐため、事業所が開放的になるような取組を行っている」の2項目は、どの規模の事業所においても2割未満であり実施率が低い。

図表 3-1-8 事業所規模別の実施率(特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム))

大項目Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業員数 1～25人	従業員数 26～30人	従業員数 31～35人	従業員数 36～45人	従業員数 46人以上
			事業所数	2,605 100.0%	835 32.1%	437 16.8%	342 13.1%	512 19.7%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域との連携、交流等の取組の状況	地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	167 6.4%	49 5.9%	21 4.8%	27 7.9%	25 4.9%	45 9.4%
		利用者の権利侵害を防ぐため、事業所が開放的になるような取組を行っている。	387 14.9%	123 14.7%	60 13.7%	62 18.1%	77 15.0%	65 13.6%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域との連携、交流等の取組の状況	地域との連携、交流等を行っている。	1649 63.3%	469 56.2%	266 60.9%	230 67.3%	349 68.2%	335 69.9%
		当該サービスの質の確保のための取組の状況	1890 72.6%	515 61.7%	298 68.2%	259 75.7%	404 78.9%	414 86.4%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	身体的拘束等の排除のための取組の状況	利用者の希望に応じた食事を提供する仕組みがある。	1143 76.0%	285 63.9%	170 69.4%	153 79.3%	275 84.6%	260 88.1%
		やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その実施経過及び理由を記録している。						

大項目Ⅱ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業員数 1～25人	従業員数 26～30人	従業員数 31～35人	従業員数 36～45人	従業員数 46人以上
			事業所数	2,605 100.0%	835 32.1%	437 16.8%	342 13.1%	512 19.7%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	1568 60.2%	395 47.3%	240 54.9%	213 62.3%	345 67.4%	375 78.3%
		利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	1611 61.8%	430 51.5%	250 57.2%	226 66.1%	357 69.7%	348 72.7%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	1789 68.7%	470 56.3%	286 65.4%	239 69.9%	385 75.2%	409 85.4%
		利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	1664 63.9%	433 51.9%	265 60.6%	212 62.0%	365 71.3%	389 81.2%
		利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	1789 68.7%	470 56.3%	286 65.4%	239 69.9%	385 75.2%	409 85.4%
		従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況	1879 72.1%	532 63.7%	302 69.1%	241 70.5%	398 77.7%	406 84.8%

## ⑨ 居宅介護支援

- いずれの取り組みも、事業所規模が大きいほど実施率が高い。
- 特に、「当該サービスに従事する全ての新任の従業者を対象とする研修を計画的に行っている」は、従業者数 1 人の事業所と従業者数 6 人以上の事業所との間に、実施率に 50 ポイント以上の開きが見られる。

図表 3-1-9 事業所規模別の実施率(居宅介護支援)

大項目Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業者数 ~1人	従業者数 ~2人	従業者数 ~3人	従業者数 4~5人	従業者数 6人以上
			事業所数	27,814	5,311	6,415	5,864	6,576
			100.0%	19.1%	23.1%	21.1%	23.6%	13.1%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	他の介護サービス事業者等との連携の状況	要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、介護予防支援事業者との連携を図っている。	19220	2525	4051	4229	5259	3156
			69.1%	47.6%	63.2%	72.1%	80.0%	86.5%
3. 相談、苦情等の対応のために講じている措置	相談、苦情等の対応のための取組の状況	相談、苦情等対応の結果について、利用者又はその家族に説明している。	20123	2840	4338	4472	5364	3109
			72.4%	53.5%	67.6%	76.3%	81.6%	85.2%
		相談、苦情等対応の経過を記録している。	20501	2926	4432	4551	5437	3155
			73.7%	55.1%	69.1%	77.6%	82.7%	86.5%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	認知症の利用者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況	従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する知識及び理解を深めるための研修を行っている。	21614	3059	4667	4808	5763	3317
			77.7%	57.6%	72.8%	82.0%	87.6%	90.9%
	入退院又は入退所に当たっての支援のための取組の状況	利用者が、介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には、介護保険施設との連携を図っている。	23178	3317	5068	5206	6102	3485
			86.5%	67.3%	83.3%	91.3%	94.2%	96.5%

大項目Ⅱ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業者数 ~1人	従業者数 ~2人	従業者数 ~3人	従業者数 4~5人	従業者数 6人以上
			事業所数	27,814	5,311	6,415	5,864	6,576
			100.0%	19.1%	23.1%	21.1%	23.6%	13.1%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	10728	1119	2015	2408	3196	1990
			38.6%	21.1%	31.4%	41.1%	48.6%	54.6%
	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	マニュアル等の見直しについて検討している。	13028	1355	2474	2894	3875	2430
			46.8%	25.5%	38.6%	49.4%	58.9%	66.6%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	15105	1942	3059	3406	4226	2472
			54.3%	36.6%	47.7%	58.1%	64.3%	67.8%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況	当該サービスに従事する全ての新任の従業者を対象とする研修を計画的に行っている。	12703	880	2330	2906	3980	2607
			61.1%	27.2%	50.2%	64.3%	75.3%	83.9%
2. 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	当該サービスの実施に当たっては、必要に応じて、他の介護支援専門員が相談に応じている。	16995	1688	3144	3838	5139	3186
			61.1%	31.8%	49.0%	65.5%	78.1%	87.3%

## ⑩ 介護老人福祉施設

- 「利用者又はその家族の希望に基づいたターミナルケアを行っている」では、従業員数 51~60 人の事業所の方が、従業員数 61~70 人の事業所よりも、わずかではあるが実施率が高いが、それ以外では事業所規模が大きいほど実施率が高い傾向にある。
- ただし、他のサービスと比べると従業員数の大小による実施率の差はさほど大きくない。

図表 3-1-10 事業所規模別の実施率(介護老人福祉施設)

大項目 I 介護サービスの内容に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業員数 1~40人	従業員数 41~50人	従業員数 51~60人	従業員数 61~70人	従業員数 71人以上
			事業所数	5,598	848	1,246	1,139	931
			100.0%	15.1%	22.3%	20.3%	16.6%	25.6%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域との連携、交流等の取組の状況	利用者の権利侵害を防ぐため、事業所が開放的になるような取組を行っている。	3030	345	637	638	537	873
			54.1%	40.7%	51.1%	56.0%	57.7%	60.9%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	ターミナルケアの質の確保のための取組の状況	利用者又はその家族の希望に基づいたターミナルケアを行っている。	3311	376	679	709	562	985
			59.1%	44.3%	54.5%	62.2%	60.4%	68.7%
	当該サービスの質の確保のための取組の状況	利用者の希望に応じた食事を提供する仕組みがある。	4073	538	875	831	697	1132
			72.8%	63.4%	70.2%	73.0%	74.9%	78.9%
	利用者の家族等との連携、交流等のための取組の状況	利用者の家族との意見交換等を行う機会を設けている。	4118	528	897	843	702	1148
			73.6%	62.3%	72.0%	74.0%	75.4%	80.1%
	ターミナルケアの質の確保のための取組の状況	ターミナルケアの実施に当たっては、特に精神的ケアへの取組を行っている。	4118	517	892	848	710	1151
			73.6%	61.0%	71.6%	74.5%	76.3%	80.3%

大項目 II 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業員数 1~40人	従業員数 41~50人	従業員数 51~60人	従業員数 61~70人	従業員数 71人以上
			事業所数	5,598	848	1,246	1,139	931
			100.0%	15.1%	22.3%	20.3%	16.6%	25.6%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	3300	389	702	677	571	961
			58.9%	45.9%	56.3%	59.4%	61.3%	67.0%
		自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	3440	438	744	712	591	955
			61.5%	51.7%	59.7%	62.5%	63.5%	66.6%
	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	マニュアル等の見直しについて検討している。	3936	494	811	829	674	1128
			70.3%	58.3%	65.1%	72.8%	72.4%	78.7%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施している。	4111	545	884	835	713	1134
			73.4%	64.3%	70.9%	73.3%	76.6%	79.1%
2. 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	事業所における役割分担等の明確化のための取組の状況	現場の従業者に、職務に応じて権限を委譲し、責任を明確にし、利用者等に対応できる仕組みがある。	4614	630	1028	941	783	1232
			82.4%	74.3%	82.5%	82.6%	84.1%	85.9%

## ⑪ 介護老人保健施設

- ・ 事業所規模が大きいほど実施率が高い傾向にある。
- ・ 「事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている」では、事業所規模による実施率の差がほとんどない。

図表 3-1-11 事業所規模別の実施率(介護老人保健施設)

### 大項目 I 介護サービスの内容に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業員数 1~45人	従業員数 46~55人	従業員数 56~60人	従業員数 61~70人	従業員数 71人以上
			事業所数	3,384	595	567	373	764
			100.0%	17.6%	16.8%	11.0%	22.6%	32.1%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域との連携、交流等の取組の状況	利用者の権利侵害を防ぐため、事業所が開放的になるような取組を行っている。	1128	138	176	117	276	421
			33.3%	23.2%	31.0%	31.4%	36.1%	38.8%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	栄養管理の質の確保のための取組の状況	利用者の希望に応じた食事を提供する仕組みがある。	1867	247	294	207	441	678
			55.2%	41.5%	51.9%	55.5%	57.7%	62.5%
		利用者の家族等との連携、交流等のための取組の状況	1979	282	319	208	462	708
			58.5%	47.4%	56.3%	55.8%	60.5%	65.3%
	在宅療養介護に対する支援の実施の状況	在宅で療養している要介護者の困難時に、相談又は対応する仕組みがある。	2182	310	367	237	510	758
			64.5%	52.1%	64.7%	63.5%	66.8%	69.9%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域との連携、交流等の取組の状況	地域との連携、交流等を行っている。	2454	333	393	273	586	869
			72.5%	56.0%	69.3%	73.2%	76.7%	80.1%

### 大項目 II 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業員数 1~45人	従業員数 46~55人	従業員数 56~60人	従業員数 61~70人	従業員数 71人以上
			事業所数	3,384	595	567	373	764
			100.0%	17.6%	16.8%	11.0%	22.6%	32.1%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	1065	172	191	107	247	348
			31.5%	28.9%	33.7%	28.7%	32.3%	32.1%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	1817	273	296	205	429	614
			53.7%	45.9%	52.2%	55.0%	56.2%	56.6%
		利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	1846	251	283	193	437	682
			54.6%	42.2%	49.9%	51.7%	57.2%	62.9%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施している。	2259	346	360	237	540	776
			66.8%	58.2%	63.5%	63.5%	70.7%	71.5%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	マニュアル等の見直しについて検討している。	2388	341	377	264	558	848
			70.6%	57.3%	66.5%	70.8%	73.0%	78.2%

## ⑫ 介護療養型医療施設

- 事業所規模が大きいほど実施率が高い項目が多いが、「利用者等に、外出又は外泊の機会を多く持ってもらうように、家族との連携を図る仕組みがある」は逆に事業所規模が小さいほど実施率が高い。

図表 3-1-12 事業所規模別の実施率(介護療養型医療施設)

大項目Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業員数 1～50人	従業員数 51～100人	従業員数 101～150人	従業員数 151～250人	従業員数 251人以上
			事業所数	1,152 100.0%	668 58.0%	373 32.4%	88 7.6%	22 1.9%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域との連携、交流等の取組の状況	利用者の権利侵害を防ぐため、事業所が開放的になるような取組を行っている。	140	69	49	14	7	1
			12.2%	10.3%	13.1%	15.9%	31.8%	100.0%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	利用者の家族等との連携、交流等のための取組の状況	利用者等に、外出又は外泊の機会を多く持ってもらうように、家族との連携を図る仕組みがある。	200	122	64	12	2	0
			17.4%	18.3%	17.2%	13.6%	9.1%	0.0%
1. 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置	介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況	利用の受入基準、資格等があり、かつ、利用前に利用申込者に提示する仕組みがある。	222	123	79	16	4	0
			19.3%	18.5%	21.2%	18.2%	18.2%	0.0%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	栄養管理の質の確保のための取組の状況	利用者の希望に応じた食事を提供する仕組みがある。	368	183	143	32	10	0
			31.9%	27.4%	38.3%	36.4%	45.5%	0.0%
	在宅療養介護に対する支援の実施の状況	在宅で療養している要介護者の困難時に、相談又は対応する仕組みがある。	468	237	167	46	17	1
			40.6%	35.5%	44.8%	52.3%	77.3%	100.0%

大項目Ⅱ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類(中項目)	分類(小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	従業員数 1～50人	従業員数 51～100人	従業員数 101～150人	従業員数 151～250人	従業員数 251人以上
			事業所数	1,152 100.0%	668 58.0%	373 32.4%	88 7.6%	22 1.9%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	216	119	79	12	6	0
			18.8%	17.8%	21.2%	13.6%	27.3%	0.0%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	469	225	174	51	18	1
			40.7%	33.7%	46.6%	58.0%	81.8%	100.0%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	計画的な事業運営のための取組の状況	事業計画を毎年度作成している。	654	330	241	64	19	0
			56.8%	49.4%	64.6%	72.7%	86.4%	0.0%
	従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施している。	657	346	236	56	19	0
			57.0%	51.8%	63.3%	63.6%	86.4%	0.0%

## 第2項「法人種別」と取り組みの関係

次に、基本情報にある「法人種別」のデータを用いて、実施率の低い取り組み項目に着目し、組織形態の違いが実施率に影響を与えていると考えられる項目について、各サービス別に分析を行った。

### ① 訪問介護

- おおよそ6割の事業所が営利法人であり、営利法人の各項目の実施率は全事業所平均と概ね同水準であるが、「事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている」の実施率は他項目よりも乖離がある。

図表 3-1-13 法人種別ごとの実施率(訪問介護)

大項目Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	23,455 100.0%	3,125 13.3%	1,533 6.5%	1,351 5.8%	282 1.2%	14,456 61.6%	1,936 8.3%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域包括支援センターとの連携の状況	地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	7,751 33.0%	1,192 38.1%	716 46.7%	425 31.5%	103 36.5%	4,385 30.3%	706 36.5%	224 29.0%
		当該サービスに係る計画の見直しについて3か月に1回以上、検討している。	13,758 58.7%	2,129 68.1%	902 58.8%	883 65.4%	160 56.7%	8,173 56.5%	1,123 58.0%	388 50.3%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	利用者の家族の心身の状況の把握及び介護方法等に関する助言等の実施の状況	利用者の家族が行う介護の方法について、利用者の家族に対して説明している。	14,865 63.4%	2,196 70.3%	1,115 72.7%	932 69.0%	198 70.2%	8,760 60.6%	1,263 65.2%	401 51.9%
		訪問介護員等(法第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者をいう。)による当該サービスの提供内容の質の確保のための取組の状況	8,784 64.4%	984 64.4%	384 56.2%	489 65.5%	97 60.2%	5,932 65.7%	707 68.2%	191 41.9%
4. 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況	当該サービスに係る計画の見直しの結果、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更が必要と判断した場合、介護支援専門員(介護予防支援事業所等)に提案している。	15,376 69.9%	2,274 76.8%	1,107 74.6%	931 73.1%	181 68.6%	9,162 67.9%	1,319 72.8%	402 55.8%

大項目Ⅱ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	23,455 100.0%	3,125 13.3%	1,533 6.5%	1,351 5.8%	282 1.2%	14,456 61.6%	1,936 8.3%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	利用者等の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	10,445 44.5%	1,641 52.5%	538 35.1%	627 46.4%	103 36.5%	6,360 44.0%	904 46.7%	272 35.2%
		介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	11,020 47.0%	1,749 56.0%	628 41.0%	669 49.5%	127 45.0%	6,674 46.2%	923 47.7%	250 32.4%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	12,375 52.8%	2,591 82.9%	1,376 89.8%	384 28.4%	165 58.5%	6,012 41.6%	1,552 80.2%	295 38.2%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	12,748 54.4%	2,044 65.4%	798 52.1%	783 58.0%	144 51.1%	7,592 52.5%	1,069 55.2%	318 41.2%
2. 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	従業者からの相談に応じる担当者がある。	14,119 60.2%	1,943 62.2%	793 51.7%	824 61.0%	172 61.0%	8,804 60.9%	1,251 64.6%	332 43.0%

## ② 訪問入浴介護

- ・ 営利法人では全項目で他の法人に比べて全体的に実施率が高くなっているが、他の法人種別の事業所が全体の実施率を押し下げている。特に、全体の2割を占める社会福祉法人（社協）での実施率が全体的に低く、全体の実施率を下げる要因となっている。
- ・ 全体の実施率が最も低い「地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。」は、いずれの法人種別でも実施率が低い。

図表 3-1-14 法人種別ごとの実施率(訪問入浴介護)

大項目Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉法人 (社協)	医療法人	社団・財団	営利法人	NPO・農協・生協	その他
			事業所数	1,873 100.0%	270 14.4%	373 19.9%	38 2.0%	19 1.0%	1,118 59.7%	27 1.4%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域包括支援センターとの連携の状況	地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	142 7.6%	24 8.9%	24 6.4%	2 5.3%	0 0.0%	89 8.0%	2 7.4%	1 3.6%
		当該サービスに係る計画の見直しの結果、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更が必要と判断した場合、介護支援専門員(介護予防支援事業所等)に提案している。	964 58.1%	115 48.7%	144 44.2%	19 59.4%	8 50.0%	648 64.9%	15 62.5%	15 53.6%
3. 相談、苦情等の対応のために講じている措置	相談、苦情等の対応のための取組の状況	相談、苦情等対応の結果について、利用者又はその家族に説明している。	1,240 66.2%	132 48.9%	177 47.5%	22 57.9%	10 52.6%	866 77.5%	17 63.0%	16 57.1%
4. 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況	当該サービスに係る計画の見直しについて検討している。	1,243 66.4%	183 67.8%	198 53.1%	22 57.9%	8 42.1%	795 71.1%	18 66.7%	19 67.9%
3. 相談、苦情等の対応のために講じている措置	相談、苦情等の対応のための取組の状況	相談、苦情等対応の経過を記録している。	1,291 68.9%	138 51.1%	183 49.1%	20 52.6%	11 57.9%	902 80.7%	18 66.7%	19 67.9%

大項目Ⅱ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉法人 (社協)	医療法人	社団・財団	営利法人	NPO・農協・生協	その他
			事業所数	1,873 100.0%	270 14.4%	373 19.9%	38 2.0%	19 1.0%	1,118 59.7%	27 1.4%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	利用者等の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	1,050 56.1%	142 52.6%	111 29.8%	17 44.7%	4 21.1%	746 66.7%	15 55.6%	15 53.6%
		マニュアル等の見直しについて検討している。	1,093 58.4%	148 54.8%	142 38.1%	21 55.3%	11 57.9%	740 66.2%	16 59.3%	15 53.6%
		利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	1,221 65.2%	176 65.2%	178 47.7%	22 57.9%	11 57.9%	798 71.4%	17 63.0%
2. 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	従業者からの相談に応じる担当がいる。	1,284 68.6%	156 57.8%	161 43.2%	23 60.5%	11 57.9%	898 80.3%	17 63.0%	18 64.3%
		新任の従業者に対して、同行訪問による実地指導を行っている。	1,226 71.4%	132 55.7%	151 47.3%	14 45.2%	7 43.8%	892 83.4%	15 68.2%	15 68.2%

### ③ 訪問看護

- ・ 社会福祉法人（社協以外）、社団・財団、NPO・農協・生協は、いずれの取り組みも全事業所平均よりも実施率が高い。
- ・ 約4割の事業所が医療法人であるが、「事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている」の実施率は、他項目よりも全事業所平均との乖離がある。

図表 3-1-15 法人種別ごとの実施率(訪問看護)

大項目Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	6,026 100.0%	402 6.7%	69 1.1%	2,238 37.1%	681 11.3%	1,670 27.7%	340 5.6%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域包括支援センターとの連携の状況	地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	1,738 28.8%	128 31.8%	24 34.8%	571 25.5%	265 38.9%	426 25.5%	101 29.7%	223 35.6%
		相談、苦情等対応の結果について、利用者又はその家族に説明している。	3,724 61.8%	264 65.7%	42 60.9%	1,351 60.4%	476 69.9%	974 58.3%	250 73.5%	367 58.6%
3. 相談、苦情等の対応のために講じている措置	相談、苦情等の対応のための取組の状況	相談、苦情等対応の経過を記録している。	3,813 63.3%	269 66.9%	45 65.2%	1,384 61.8%	492 72.2%	988 59.2%	255 75.0%	380 60.7%
		従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する知識及び理解を深めるための研修を行っている。	4,269 70.8%	303 75.4%	61 88.4%	1,645 73.5%	566 83.1%	1,001 59.9%	271 79.7%	422 67.4%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	認知症の利用者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況	機能訓練の実施は、理学療法士又は作業療法士と連携している。	4,463 74.1%	306 76.1%	55 79.7%	1,739 77.7%	586 86.0%	1,063 63.7%	268 78.8%	446 71.2%

大項目Ⅱ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	6,026 100.0%	402 6.7%	69 1.1%	2,238 37.1%	681 11.3%	1,670 27.7%	340 5.6%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	利用者等の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	2,489 41.3%	197 49.0%	32 46.4%	928 41.5%	345 50.7%	556 33.3%	196 57.6%	235 37.5%
		事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	2,712 45.0%	309 76.9%	60 87.0%	710 31.7%	449 65.9%	625 37.4%	255 75.0%	304 48.6%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	3,146 52.2%	259 64.4%	44 63.8%	1,182 52.8%	419 61.5%	714 42.8%	212 62.4%	316 50.5%
2. 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	新任の従業者に対して、同行訪問による実地指導を行っている。	2,840 55.9%	195 57.5%	32 53.3%	951 52.4%	381 69.1%	857 56.8%	180 63.6%	244 46.8%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	マニュアル等の見直しについて検討している。	3,378 56.1%	257 63.9%	42 60.9%	1,295 57.9%	480 70.5%	720 43.1%	229 67.4%	355 56.7%



#### ④ 訪問リハビリテーション

- 医療法人が事業所全体の約4分の3を占め、全体平均に与える影響が大きい。「事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている」では、他の法人種別と比べ実施率が低くなっており、全体平均の数字を押し下げている。

図表 3-1-16 法人種別ごとの実施率(訪問リハビリテーション)

大項目Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
				事業所数	2,127 100.0%	114 5.4%	2 0.1%	1,580 74.3%	96 4.5%	8 0.4%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域包括支援センターとの連携の状況	地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	210 9.9%	9 7.9%	0 0.0%	146 9.2%	12 12.5%	2 25.0%	9 13.0%	32 12.4%
	3. 相談、苦情等の対応のために講じている措置	相談、苦情等の対応のための取組の状況	相談、苦情等対応の結果について、利用者又はその家族に説明している。	946 44.5%	47 41.2%	0 0.0%	730 46.2%	38 39.6%	4 50.0%	36 52.2%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置		住宅の改修の支援の実施の状況	介護支援専門員(介護予防支援事業所等)を通じて、住宅改修事業者と連携を図っている。	1,173 55.1%	60 52.6%	0 0.0%	853 54.0%	68 70.8%	6 75.0%	51 73.9%
	認知症の利用者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況	従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する知識及び理解を深めるための研修を行っている。	1,224 57.5%	73 64.0%	0 0.0%	934 59.1%	57 59.4%	4 50.0%	45 65.2%	111 43.0%

大項目Ⅱ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
				事業所数	2,127 100.0%	114 5.4%	2 0.1%	1,580 74.3%	96 4.5%	8 0.4%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	623 29.3%	68 59.6%	1 50.0%	379 24.0%	41 42.7%	3 37.5%	53 76.8%	78 30.2%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	677 31.8%	43 37.7%	0 0.0%	496 31.4%	34 35.4%	3 37.5%	31 44.9%	70 27.1%
	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	866 40.7%	52 45.6%	0 0.0%	663 42.0%	39 40.6%	5 62.5%	35 50.7%	72 27.9%
2. 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	新任の従業者に対して、同行訪問による実地指導を行っている。	697 40.9%	40 41.7%	0 0.0%	539 42.8%	35 45.5%	4 50.0%	33 52.4%	46 23.2%
	従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	従業者からの相談に応じる担当者がある。	955 44.9%	51 44.7%	0 0.0%	730 46.2%	46 47.9%	4 50.0%	42 60.9%	82 31.8%

## ⑤ 通所介護

- ほぼ全ての取り組みにおいて、全体の4分の1を占める社会福祉法人（社協以外）の実施率が他法人種別よりも高い一方で、半分を占める営利法人の実施率が低く、全体平均の数字を押し下げる要因となっている。また、「事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている」では、医療法人の実施率が全体に比べて低い。

図表 3-1-17 法人種別ごとの実施率(通所介護)

大項目Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	27,557 100.0%	7,098 25.8%	1,553 5.6%	1,849 6.7%	216 0.8%	13,898 50.4%	1,777 6.4%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域包括支援センターとの連携の状況	地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	6,063 22.0%	2,010 28.3%	508 32.7%	416 22.5%	58 26.9%	2,464 17.7%	396 22.3%	211 18.1%
		利用者ごとの栄養マネジメントを行っている。	6,014 34.8%	1,807 40.4%	351 34.2%	424 37.3%	51 35.9%	2,755 32.0%	445 38.9%	181 23.5%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	入浴、排せつ、食事等の介助の質の確保のための取組の状況	口腔機能の向上のためのサービスを行っている。	11,018 40.0%	3,243 45.7%	764 49.2%	790 42.7%	83 38.4%	4,912 35.4%	847 47.7%	379 32.5%
		事業所の行事、催し、サービス内容等について、地域への情報提供を行っている。	13,066 47.4%	4,355 61.4%	915 58.9%	835 45.2%	98 45.4%	5,464 39.3%	948 53.3%	451 38.7%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域との連携、交流等の取組の状況	当該サービスに係る計画の見直しの結果、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更が必要と判断した場合、介護支援専門員(介護予防支援事業所等)に提案している。	13,570 53.7%	4,242 63.7%	865 58.6%	966 56.2%	119 57.8%	5,962 47.7%	964 57.8%	452 42.1%

大項目Ⅱ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	27,557 100.0%	7,098 25.8%	1,553 5.6%	1,849 6.7%	216 0.8%	13,898 50.4%	1,777 6.4%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	マニュアル等の見直しについて検討している。	11,714 42.5%	4,081 57.5%	640 41.2%	882 47.7%	79 36.6%	4,931 35.5%	761 42.8%	340 29.2%
		利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	12,926 46.9%	4,219 59.4%	665 42.8%	902 48.8%	100 46.3%	5,767 41.5%	857 48.2%	416 35.7%
		自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	12,988 47.1%	4,280 60.3%	722 46.5%	964 52.1%	117 54.2%	5,687 40.9%	831 46.8%	387 33.2%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	13,837 50.2%	5,881 82.9%	1,329 85.6%	468 25.3%	119 55.1%	4,319 31.1%	1,269 71.4%	452 38.8%
		従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	15,156 55.0%	4,734 66.7%	823 53.0%	1,036 56.0%	116 53.7%	6,935 49.9%	1,031 58.0%	481 41.3%

## ⑥ 通所リハビリテーション

- 医療法人が事業所全体の約4分の3を占め、全体平均に与える影響が大きい。「事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている」では、他の法人種別と比べ実施率が低くなっており、全体平均の数字を押し下げている。

図表 3-1-18 法人種別ごとの実施率(通所リハビリテーション)

大項目Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	5,678 100.0%	560 9.9%	17 0.3%	4,247 74.8%	217 3.8%	14 0.2%	166 2.9%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域包括支援センターとの連携の状況	地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	1,209 21.3%	119 21.3%	2 11.8%	900 21.2%	47 21.7%	5 35.7%	39 23.5%	97 21.2%
		2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	2,453 43.2%	239 42.7%	7 41.2%	1,845 43.4%	95 43.8%	9 64.3%	88 53.0%	170 37.2%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	入浴、排せつ、食事等の介助の質の確保のための取組の状況	口腔機能の向上のためのサービスを行っている。	1,531 44.2%	155 44.4%	6 40.0%	1,148 44.5%	52 40.9%	5 45.5%	48 47.1%	117 42.1%
		5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	2,793 49.2%	343 61.3%	11 64.7%	2,029 47.8%	122 56.2%	7 50.0%	101 60.8%	180 39.4%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	利用者の家族等との連携、交流等のための取組の状況	利用者の家族との交流を行っている。	3,859 68.0%	425 75.9%	9 52.9%	2,871 67.6%	160 73.7%	10 71.4%	117 70.5%	267 58.4%

大項目Ⅱ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	5,678 100.0%	560 9.9%	17 0.3%	4,247 74.8%	217 3.8%	14 0.2%	166 2.9%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	1,728 30.4%	414 73.9%	8 47.1%	909 21.4%	116 53.5%	5 35.7%	131 78.9%	145 31.7%
		5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	2,989 52.7%	360 64.3%	10 58.8%	2,193 51.6%	115 53.0%	7 50.0%	106 63.9%	198 43.3%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	3,122 55.0%	362 64.6%	7 41.2%	2,278 53.6%	135 62.2%	7 50.0%	119 71.7%	214 46.8%
		介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	3,463 61.0%	363 64.8%	9 52.9%	2,577 60.7%	145 66.8%	11 78.6%	115 69.3%	243 53.2%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施している。	3,562 62.7%	391 69.8%	10 58.8%	2,637 62.1%	151 69.6%	8 57.1%	122 73.5%	243 53.2%

## ⑦ 福祉用具貸与

- 営利法人が事業所全体の約9割を占めるため、ほぼ全体平均と等しい。「事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている」では、社会福祉法人（社協）、NPO・農協・生協が9割以上の実施率であるのに対し、営利法人および医療法人は5割以下にとどまる。

図表 3-1-19 法人種別ごとの実施率(福祉用具貸与)

大項目Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉法人 (社協)	医療法人	社団・財団	営利法人	NPO・農協・生協	その他
			事業所数	5,092	92	65	80	24	4,513	157
			100.0%	1.8%	1.3%	1.6%	0.5%	88.6%	3.1%	3.2%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域包括支援センターとの連携の状況	地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	982 19.3%	12 13.0%	16 24.6%	14 17.5%	5 20.8%	880 19.5%	28 17.8%	27 16.8%
3. 相談、苦情等の対応のために講じている措置	相談、苦情等の対応のための取組の状況	相談、苦情等対応の結果について、利用者又はその家族に説明している。	3,453 67.8%	64 69.6%	44 67.7%	47 58.8%	18 75.0%	3,080 68.3%	115 73.2%	85 52.8%
1. 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置	利用者の状態に応じた福祉用具サービス計画等の介護サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況	当該サービスに係る計画は、利用者及びその家族の状態、希望を踏まえて作成している。	3,508 68.9%	55 59.8%	45 69.2%	46 57.5%	22 91.7%	3,150 69.8%	106 67.5%	84 52.2%
		当該サービスに係る計画には、当該サービスの目標を記載している。	3,571 70.1%	60 65.2%	50 76.9%	52 65.0%	19 79.2%	3,195 70.8%	110 70.1%	85 52.8%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	認知症の利用者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況	従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する知識及び理解を深めるための研修を行っている。	3,574 70.2%	72 78.3%	49 75.4%	55 68.8%	19 79.2%	3,179 70.5%	120 76.4%	80 49.7%

大項目Ⅱ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉法人 (社協)	医療法人	社団・財団	営利法人	NPO・農協・生協	その他
			事業所数	5,092	92	65	80	24	4,513	157
			100.0%	1.8%	1.3%	1.6%	0.5%	88.6%	3.1%	3.2%
2. 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	新任の従業者に対して、同行訪問による実地指導を行っている。	1,760 43.7%	27 33.8%	22 44.0%	18 29.5%	6 33.3%	1,603 45.1%	45 36.3%	39 27.5%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	2,409 47.3%	76 82.6%	60 92.3%	27 33.8%	13 54.2%	2,042 45.3%	143 91.1%	48 29.8%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	2,426 47.7%	43 46.7%	26 40.0%	35 43.8%	12 50.0%	2,178 48.3%	77 49.0%	55 34.2%
		マニュアル等の見直しについて検討している。	2,480 48.7%	45 48.9%	27 41.5%	39 48.8%	14 58.3%	2,235 49.5%	73 46.5%	47 29.2%
		利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	2,666 52.4%	60 65.2%	38 58.5%	43 53.8%	12 50.0%	2,373 52.6%	84 53.5%	56 34.8%

⑧ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

- ・ 営利法人が事業所全体の約8割強を占め、全体平均に与える影響が大きい。
- ・ 社会福祉法人（社協以外）・（社協）は他の法人種別よりも実施率が高い項目が多い。

図表 3-1-20 法人種別ごとの実施率(特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム))

大項目Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	2,634 100.0%	147 5.6%	7 0.3%	105 4.0%	25 0.9%	2,234 84.8%	28 1.1%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域との連携、交流等の取組の状況	地域包括支援センターと連携し、困難な事例や苦情につながる事例の場合等の利用者への支援を行っている。	167 6.3%	10 6.8%	1 14.3%	7 6.7%	2 8.0%	140 6.3%	3 10.7%	4 4.5%
		利用者の権利侵害を防ぐため、事業所が開放的になるような取組を行っている。	391 14.8%	43 29.3%	2 28.6%	15 14.3%	3 12.0%	311 13.9%	6 21.4%	11 12.5%
		地域との連携、交流等を行っている。	1,671 63.4%	105 71.4%	6 85.7%	67 63.8%	19 76.0%	1,405 62.9%	17 60.7%	52 59.1%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	当該サービスの質の確保のための取組の状況	利用者の希望に応じた食事を提供する仕組みがある。	1,917 72.8%	108 73.5%	4 57.1%	57 54.3%	21 84.0%	1,654 74.0%	18 64.3%	55 62.5%
	身体的拘束等の排除のための取組の状況	やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その実施経過及び理由を記録している。	1,158 76.2%	57 68.7%	4 100.0%	47 67.1%	10 83.3%	1,005 78.0%	12 66.7%	23 52.3%

大項目Ⅱ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	2,634 100.0%	147 5.6%	7 0.3%	105 4.0%	25 0.9%	2,234 84.8%	28 1.1%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	1,588 60.3%	111 75.5%	5 71.4%	31 29.5%	17 68.0%	1,363 61.0%	17 60.7%	44 50.0%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	1,633 62.0%	90 61.2%	6 85.7%	47 44.8%	16 64.0%	1,413 63.2%	15 53.6%	46 52.3%
	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	マニュアル等の見直しについて検討している。	1,687 64.0%	91 61.9%	5 71.4%	48 45.7%	17 68.0%	1,463 65.5%	12 42.9%	51 58.0%
	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	1,816 68.9%	96 65.3%	6 85.7%	54 51.4%	19 76.0%	1,575 70.5%	15 53.6%	51 58.0%
	従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況	従業者に対して、介護予防及び要介護度進行予防の取組に関する周知を図っている。	1,907 72.4%	88 59.9%	6 85.7%	51 48.6%	19 76.0%	1,673 74.9%	17 60.7%	53 60.2%

## ⑨ 居宅介護支援

- 社会福祉法人（社協以外）、社団・財団は、いずれの取り組みにおいても全事業所平均よりも実施率が高いが、全体の4割強を占める営利法人の実施率が低く全体平均の数字を押し下げている。

図表 3-1-21 法人種別ごとの実施率(居宅介護支援)

大項目Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	28,018 100.0%	6,027 21.5%	1,748 6.2%	4,603 16.4%	737 2.6%	12,194 43.5%	1,713 6.1%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	他の介護サービス事業者等との連携の状況	要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、介護予防支援事業者との連携を図っている。	19,385 69.2%	4,494 74.6%	1,357 77.6%	3,345 72.7%	533 72.3%	7,829 64.2%	1,193 69.6%	634 63.7%
		相談、苦情等対応の結果について、利用者又はその家族に説明している。	20,291 72.4%	4,594 76.2%	1,310 74.9%	3,476 75.5%	551 74.8%	8,410 69.0%	1,301 75.9%	649 65.2%
3. 相談、苦情等の対応のために講じている措置	相談、苦情等の対応のための取組の状況	相談、苦情等対応の経過を記録している。	20,668 73.8%	4,654 77.2%	1,345 76.9%	3,545 77.0%	558 75.7%	8,579 70.4%	1,318 76.9%	669 67.2%
		認知症の利用者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況	21,791 77.8%	4,901 81.3%	1,455 83.2%	3,748 81.4%	604 82.0%	8,973 73.6%	1,409 82.3%	701 70.5%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	入退院又は入退所に当たった支援のための取組の状況	従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する知識及び理解を深めるための研修を行っている。	23,359 86.5%	5,505 92.7%	1,672 96.4%	4,148 92.3%	634 90.2%	9,173 79.6%	1,450 87.5%	777 81.1%

大項目Ⅱ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	28,018 100.0%	6,027 21.5%	1,748 6.2%	4,603 16.4%	737 2.6%	12,194 43.5%	1,713 6.1%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	10,829 38.7%	2,700 44.8%	528 30.2%	1,701 37.0%	306 41.5%	4,519 37.1%	775 45.2%	300 30.1%
	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	マニュアル等の見直しについて検討している。	13,158 47.0%	3,230 53.6%	701 40.1%	2,349 51.0%	411 55.8%	5,207 42.7%	847 49.4%	413 41.5%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	15,237 54.4%	5,061 84.0%	1,595 91.2%	1,174 25.5%	470 63.8%	5,108 41.9%	1,357 79.2%	472 47.4%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況	当該サービスに従事する全ての新任の従業者を対象とする研修を計画的に行っている。	12,833 61.2%	3,116 67.6%	796 61.8%	2,150 62.4%	351 64.6%	5,217 57.5%	837 65.3%	366 50.9%
		当該サービスの実施に当たっては、必要に応じて、他の介護支援専門員が相談に応じている。	17,153 61.2%	4,263 70.7%	1,305 74.7%	3,050 66.3%	496 67.3%	6,414 52.6%	1,093 63.8%	532 53.4%

## ⑩ 介護老人福祉施設

- 大部分の事業所が社会福祉法人（社協以外）であり、ほぼ全体平均と等しい。営利法人は、母数が少ないため全体平均への影響はほとんどないものの、「現場の従業者に、職務に応じて権限を委譲し、責任を明確にし、利用者等に対応できる仕組みがある」を除く全ての項目で80%～100%の実施率となっている。

図表 3-1-22 法人種別ごとの実施率(介護老人福祉施設)

大項目Ⅰ 介護サービスの内容に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	5,737	5,407	76	8	11	5	9
			100.0%	94.2%	1.3%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	3.9%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域との連携、交流等の取組の状況	利用者の権利侵害を防ぐため、事業所が開放的になるような取組を行っている。	3,116	2,957	35	3	5	4	4	108
			54.3%	54.7%	46.1%	37.5%	45.5%	80.0%	44.4%	48.9%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	ターミナルケアの質の確保のための取組の状況	利用者又はその家族の希望に基づいたターミナルケアを行っている。	3,398	3,248	35	2	6	4	5	98
			59.2%	60.1%	46.1%	25.0%	54.5%	80.0%	55.6%	44.3%
	当該サービスの質の確保のための取組の状況	利用者の希望に応じた食事を提供する仕組みがある。	4,178	3,961	48	7	11	4	7	140
			72.8%	73.3%	63.2%	87.5%	100.0%	80.0%	77.8%	63.3%
	ターミナルケアの質の確保のための取組の状況	ターミナルケアの実施に当たっては、特に精神的ケアへの取組を行っている。	4,224	4,025	48	6	7	4	7	127
			73.6%	74.4%	63.2%	75.0%	63.6%	80.0%	77.8%	57.5%
	利用者の家族等との連携、交流等のための取組の状況	利用者の家族との意見交換等を行う機会を設けている。	4,226	4,002	54	5	8	4	8	145
			73.7%	74.0%	71.1%	62.5%	72.7%	80.0%	88.9%	65.6%

大項目Ⅱ 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	5,737	5,407	76	8	11	5	9
			100.0%	94.2%	1.3%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	3.9%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	利用者の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	3,396	3,230	39	7	8	5	7	100
			59.2%	59.7%	51.3%	87.5%	72.7%	100.0%	77.8%	45.2%
		自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	3,530	3,359	43	8	7	4	8	101
			61.5%	62.1%	56.6%	100.0%	63.6%	80.0%	88.9%	45.7%
	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	マニュアル等の見直しについて検討している。	4,040	3,827	52	7	7	5	8	134
			70.4%	70.8%	68.4%	87.5%	63.6%	100.0%	88.9%	60.6%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施している。	4,219	4,007	50	7	8	4	6	137
			73.5%	74.1%	65.8%	87.5%	72.7%	80.0%	66.7%	62.0%
2. 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置	事業所における役割分担等の明確化のための取組の状況	現場の従業者に、職務に応じて権限を委譲し、責任を明確にし、利用者等に対応できる仕組みがある。	4,731	4,470	55	8	11	3	8	176
			82.5%	82.7%	72.4%	100.0%	100.0%	60.0%	88.9%	79.6%

## ⑪ 介護老人保健施設

- 約7割の事業所が医療法人であり、医療法人の各項目の実施率は全事業所平均と概ね同水準であるが、「事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている」では、他の法人種別と比べ実施率が低くなっており、全体平均の数字を押し下げている。

図表 3-1-23 法人種別ごとの実施率(介護老人保健施設)

大項目 I 介護サービスの内容に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	3,489	567	13	2,520	140	5	45
			100.0%	16.3%	0.4%	72.2%	4.0%	0.1%	1.3%	5.7%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域との連携、交流等の取組の状況	利用者の権利侵害を防ぐため、事業所が開放的になるような取組を行っている。	1,171	267	6	771	48	3	17	59
			33.6%	47.1%	46.2%	30.6%	34.3%	60.0%	37.8%	29.6%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	栄養管理の質の確保のための取組の状況	利用者の希望に応じた食事を提供する仕組みがある。	1,933	373	8	1,344	84	1	25	98
			55.4%	65.8%	61.5%	53.3%	60.0%	20.0%	55.6%	49.2%
	利用者の家族等との連携、交流等のための取組の状況	利用者の家族との意見交換等を行う機会を設けている。	2,054	348	7	1,462	99	2	26	110
			58.9%	61.4%	53.8%	58.0%	70.7%	40.0%	57.8%	55.3%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	在宅療養介護に対する支援の実施の状況	在宅で療養している要介護者の困難時に、相談又は対応する仕組みがある。	2,255	379	8	1,615	96	4	30	123
			64.6%	66.8%	61.5%	64.1%	68.6%	80.0%	66.7%	61.8%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域との連携、交流等の取組の状況	地域との連携、交流等を行っている。	2,523	466	11	1,768	101	3	37	137
			72.3%	82.2%	84.6%	70.2%	72.1%	60.0%	82.2%	68.8%

大項目 II 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	3,489	567	13	2,520	140	5	45
			100.0%	16.3%	0.4%	72.2%	4.0%	0.1%	1.3%	5.7%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	1,096	423	9	465	71	1	31	96
			31.4%	74.6%	69.2%	18.5%	50.7%	20.0%	68.9%	48.2%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	1,880	347	6	1,342	74	2	23	86
			53.9%	61.2%	46.2%	53.3%	52.9%	40.0%	51.1%	43.2%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。		1,917	349	5	1,346	85	4	27	101
			54.9%	61.6%	38.5%	53.4%	60.7%	80.0%	60.0%	50.8%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施している。	2,339	408	9	1,666	94	3	35	124
			67.0%	72.0%	69.2%	66.1%	67.1%	60.0%	77.8%	62.3%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	マニュアル等の見直しについて検討している。	2,474	411	6	1,776	103	3	36	139
			70.9%	72.5%	46.2%	70.5%	73.6%	60.0%	80.0%	69.8%



## ⑫ 介護療養型医療施設

- 約 8 割の事業所が医療法人であり、医療法人の各項目の実施率は全事業所平均と概ね同水準であるが、「事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている」では、他の法人種別と比べ実施率が低くなっており、全体平均の数字を押し下げている。

図表 3-1-24 法人種別ごとの実施率(介護療養型医療施設)

大項目 I 介護サービスの内容に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	1,191	18	3	969	40	2	13
			100.0%	1.5%	0.3%	81.4%	3.4%	0.2%	1.1%	12.3%
5. 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携	地域との連携、交流等の取組の状況	利用者の権利侵害を防ぐため、事業所が開放的になるような取組を行っている。	147 12.3%	5 27.8%	0 0.0%	117 12.1%	8 20.0%	0 0.0%	4 30.8%	13 8.9%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	利用者の家族等との連携、交流等のための取組の状況	利用者等に、外出又は外泊の機会を多く持ってもらうように、家族との連携を図る仕組みがある。	206 17.3%	5 27.8%	0 0.0%	164 16.9%	9 22.5%	0 0.0%	6 46.2%	22 15.1%
1. 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置	介護サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況	利用の受入基準、資格等があり、かつ、利用前に利用申込者に提示する仕組みがある。	230 19.3%	4 22.2%	0 0.0%	187 19.3%	7 17.5%	1 50.0%	0 0.0%	31 21.2%
2. 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置	栄養管理の質の確保のための取組の状況	利用者の希望に応じた食事を提供する仕組みがある。	386 32.4%	7 38.9%	1 33.3%	312 32.2%	18 45.0%	1 50.0%	5 38.5%	42 28.8%
	在宅療養介護に対する支援の実施の状況	在宅で療養している要介護者の困難時に、相談又は対応する仕組みがある。	483 40.6%	9 50.0%	0 0.0%	404 41.7%	15 37.5%	1 50.0%	9 69.2%	45 30.8%

大項目 II 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

分類 (中項目)	分類 (小項目)	介護サービスの内容に関する事項	全体	社会福祉 法人 (社協 以外)	社会福祉 法人 (社協)	医療 法人	社団・ 財団	営利 法人	NPO・ 農協・ 生協	その他
			事業所数	1,191	18	3	969	40	2	13
			100.0%	1.5%	0.3%	81.4%	3.4%	0.2%	1.1%	12.3%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	事業運営の透明性の確保のための取組の状況	事業計画及び財務内容に関する資料を閲覧可能な状態にしている。	226 19.0%	9 50.0%	1 33.3%	147 15.2%	14 35.0%	1 50.0%	6 46.2%	48 32.9%
5. 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	利用者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況	利用者等の意向、意向調査結果、満足度調査結果等を、経営改善プロセスに反映する仕組みがある。	491 41.2%	11 61.1%	0 0.0%	391 40.4%	22 55.0%	0 0.0%	10 76.9%	57 39.0%
		自ら提供する当該サービスの質について、定期的に自己評価を行っている。	517 43.4%	11 61.1%	1 33.3%	415 42.8%	21 52.5%	0 0.0%	11 84.6%	58 39.7%
1. 適切な事業運営の確保のために講じている措置	計画的な事業運営のための取組の状況	事業計画を毎年度作成している。	680 57.1%	16 88.9%	2 66.7%	543 56.0%	30 75.0%	2 100.0%	11 84.6%	76 52.1%
	従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施している。	683 57.3%	13 72.2%	1 33.3%	560 57.8%	26 65.0%	1 50.0%	8 61.5%	74 50.7%